

事務連絡
平成15年1月31日

国土交通省 近畿地方整備局
淀川工事事務所 工務第一課長様

京都府 精華町役場
建設課長
都市計画課長

「河川整備計画策定に向けての説明資料(第1稿)」の質問・意見等について

拝啓、時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は精華町に格段のご協力を賜りお礼申し上げます。
さて、平成15年1月23日に説明していただきました「河川整備計画策定に向けての説明資料(第1稿)」について、質問・意見等を送付させていただきます。よろしくお願ひします。

「河川整備計画策定に向けての説明資料(第1稿)」の質問・意見等

京都府精華町役場【建設課】

項目・内容等		質問・意見等
P 26	4.6、5.6ダム	<ul style="list-style-type: none">本町は、一級河川木津川の下流部に位置しているので、洪水の危険に曝されている。上流部のダムにより洪水調整を願っている状況である。ダム建設の見直しには反対である。木津川下流地域の人口は多く、住民の生命・財産を守ることを第一とした河川整備計画とされたい。
その他	全般	<ul style="list-style-type: none">国土を治める源となる治水を放棄せず、一級河川木津川の河川整備計画を取りまとめられたい。 特に、現在の木津川堤防は危険であるので、早急に計画的な整備を図られたい。

「河川整備計画策定に向けての説明資料(第1稿)」の質問・意見等

京都府精華町役場【都市計画課】

項目・内容等	質問・意見等
P 3 5.1 計画策定・推進 5.1.1 計画の進捗チェック、見直しを行う組織 計画の進捗チェック、見直しを行う組織として、淀川水系流域委員会を継続。	・ 淀川水系流域委員会を20～30年先まで存続させる記述は好ましくない。 その都度、節目のときに、○○委員会を設置し、改訂していくべきと思う。
P 9 5.2 河川環境 5.2.6 生態系 (2) 固有種・在来種・希少種の生息・生育環境の保全及び再生 1) 生息・生育環境の保全及び再生の実施 ⑤ 砂州 ○ 木津川中流部 2) 生息・生育環境の保全及び再生の検討 ⑥ 竹林：木津川上流部	・ 木津川中流部とはどこですか。 (精華町は木津川の上、中、下流部のどこですか。)
P 12 4.3 治水・防災 4.3.1 洪水 2) 被害ポテンシャル低減対策 ② 土地利用誘導 破堤による被害の回避・軽減のために、土地利用の規制誘導を含めた都市計画での対応等を自治体と連携して検討する。	・ 竹林の保全及び再生を図るということですか。 ・ 木津川上流部とはどこですか。 (精華町は木津川の上、中、下流部のどこですか。)

「河川整備計画策定に向けての説明資料(第1稿)」の質問・意見等

京都府精華町役場【都市計画課】

項目・内容等	質問・意見等
P 20 5.3 治水・防災 5.3.4 維持管理等 (4) 河川区域の管理 1) 樹木の伐採と管理 地域住民、環境保護団体等の意見を聞き、各河川毎に伐採の考え方を定め実施。	<ul style="list-style-type: none"> 精華町内での事例はあるのですか。 環境保護団体の具体的な名称は。 堤外民地に植生する樹木の対応は。
P 24 5.5 利用 5.5.2 河川敷 (1) 河川敷地占用許可施設 1) ゴルフ場、公園等占用施設 占用施設の新設及び更新の許可にあたっては、…… 学識経験者、沿川自治体等関係機関や地域住民等からなる河川利用委員会(仮称)を設置したうえ…… ① 地域毎に河川利用委員会(仮称)を設置 木津川下流、木津川上流	<ul style="list-style-type: none"> 堤外民地も対象となるのですか。 堤外民地に対する方向付けが弱いため、もっと積極的な記述を。 堤外民地の今後の対応は。 運動公園は、案件としてなじむのか、なじまない案件なのですか。
その他 過年度から協議していただいている菅井地区木津川河川敷公園整備計画について	<ul style="list-style-type: none"> 淀川工事事務所のこの件の窓口担当課は。 委員会設置の具体的なスケジュールは。 木津川の下流部、上流部とはどこですか。 (精華町は、ここでいう木津川の上流部か下流部ですか。) 河川整備計画の概要が明らかとなったことから、凍結していた協議を再開してもらえるのですか。また、まだであれば協議再開はいつの段階となるのですか。 堤外民地の公園整備計画であり、河川利用委員会(仮称)の審議対象となるのですか。 この件の協議担当課は、引き続き占用調整課ですか。 当町が協議している公園整備の可能性はあるのですか。